

令和5年度 第2回高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 議事録

日時：令和5年12月22日（金）
15時30分～

場所：いきいき広場 2階 いきいきホール

【出席委員】

野口委員、八重口委員、奥谷委員、酒井委員、改田委員、石川昌委員、石川光委員、内村委員、門脇委員、水野委員（4名欠席）

1 開会

○資料確認

2 あいさつ

○会長挨拶（野口会長）

3 議事

(1) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）について【資料1】

（事務局より資料説明）

委員：1点目に、58ページに日中一時支援の実績と今後の見込量の数値が書かれていますが、実績についてはこの3年間新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業所が事業を実施できなかったために数値が下がっている状況だと考えると、見込量についても新型コロナウイルス感染症が発生する前の年度から考えた方が良いのではないかと思いますし、そうするとこの数値はもう少し上がってくるのではないかと思います。2点目に、15ページと22ページに福祉施設からの一般就労への移行支援の話がありました。以前にもお伝えしていますが、国の施策では一般就労への移行支援を重要事項としている一方、高浜市では就労移行支援事業を提供している事業所は市内に私たちだけであり、他の市町村の事業所に依存しているところもあるかと思えます。その中でこの数値を上げるためにしっかりと取り組むことを考えるならば、高浜市はチャレンジ雇用を実施されているかと思えますが、それが1社のみで清掃の仕事しかない状況は改善すべきだと思います。もっと多くの仕事の選択肢を出すことも市の役割ではないかと思えますし、引きこもりの方なども多くいらっしゃると思います。そういった方を一般就労へつなげることができればこの数値目標の達成率も上がりますし、本来ならばこの目標を上回るくらいの実績になっても良いかと思えますので、そのような取組もできれば良いと思います。この目標数値については良いと思いますが、結局詳細な方策が出てきていないので、どのように進めていくか

についてもまた教えていただきたいです。

事務局：まず日中一時支援について、おっしゃるとおりだと思いますが、今年度コロナ明けでどの程度実績が回復するかということもあるかと思いますが、そこも見つつ大至急数字を検討させていただければと思います。数値の見直しをする場合、コロナ禍前に策定した第6期計画では65人と見込んでおりますので、今の令和6～8年度の見込量を60人としているところを、65人にするということは1つの案かと思いますが、今、日中一時支援を実施している中での感触としては、どのようになっていますか。

委員：私たち以外に日中一時支援をされているところの感覚はわかりませんが、私たちの事業所だけで言えば、コロナ禍に入る前の数字には戻ると思います。コロナ禍の3年間は平日の実施はしていませんでしたが、そこが以前の形に戻れば需要もあります。

事務局：我々ももう少し検証する必要がありましたが、令和6～8年度の見込量を65人に変更させていただきます。また、就労移行支援事業についてもおっしゃるとおりで、先日も現状利用者がいらっしゃらないということをお聞きしたところですが、市外の就労移行支援事業所は使えないという方も実際にいらっしゃるので、この事業をどうしていくかについては非常に難しいところだと我々も感じています。一般就労への移行に関する具体的な方策も、チャレンジ雇用については現在やっている企業の方が昨日もいらっしゃっていて、コロナが明けてそろそろ再開してきているという状況かと思います。その一方で、その企業の中で他の事業でバックアップをするということはこれまでもできる状況にはなく、また社会貢献的な意味合いで給料を払って受け入れていただいているのがチャレンジ雇用ですので、自社の利益の中でご協力いただける民間企業の確保は難しいところです。そのあたりは、社会福祉協議会の障がい者支援センターにも就労支援員がおりますので今後も話をしつつ、引き続き相談をしながら具体策について検討していきたいと思っておりますので、就労移行支援事業をやっていらっしゃる中で一緒に知恵を出していただけるとありがたいと思っております。

委員：障がい児に対するサービスの中で放課後等デイサービスが多く利用されていると思いますが、このうち未就学児の割合がどの程度かはわかりますか。

事務局：放課後等デイサービスは基本就学児の方が対象のサービスなので、未就学児の方は利用できません。このサービスの利用が増えている点については、この数年で事業所がいくつか新しくできていまして、今年度に入ってから1か所新たに開設されています。利用希望があるから増えるのか、事業者に開設の意向があるからなのかは難しいところですが、そのような状況も併せて利用が増えているということです。

委員：45ページに「毎年、統合保育審査委員会が、統合保育が適切に実施できる範囲内で入園の可否を審査し、受け入れています」と書かれていますが、受け入れられなかった子はどうされていますか。

事務局：こちらは直接の担当ではありませんので難しいところではありますが、統合保育審

査委員会の開催にあたり、事前にこども育成グループの保育士が各園を回って、いわゆる加配対象のお子さんの状況を確認させていただいた上で協議をするという形になっているので、入園可否の審査と統合保育審査委員会での審査には直接の関連はないというところが実態かと思えます。入園の希望があった際に加配の要否やその人数を検討するために実際に現場を確認するという形になりますので、統合保育審査委員会の審査段階で入園ができなくなるお子さんがいらっしゃるわけではないと思っております。

委員：ということは、全員入れるということですか。入園できるお子さんは良いですが、入園できないお子さんはどこに行くことになるのですか。

事務局：保育園等の定員の関係や希望されている園で受入が可能かどうか、環境面ではどうかなどということがあるので、希望される園に必ず入ることができるということではありませんが、まず親御さんの就労状況について条件があるので、その条件を満たしていればよほど入園はできているのではないかと考えています。他の課の担当なのであまり無責任なことは言えませんが、幼稚園等をご希望の場合は、例えばひとまずみどり学園をご利用いただき、療育を経験した上で次の入園につながるという形になるので、継続性があると思っておりますが、何か補足はありますか。

委員：統合保育審査委員会は今言われたように加配の対象を検討するもので、入園の可否を決めるのはここではなく入園面接の場になります。ただ、年度替わりは新しいクラスになるなどして園が落ち着かないので、入園時期を園が落ち着く5～7月頃にしてもらうということは聞いたことがありますし、その場合待っている間はみどり学園等に行っていただいています。自分がそこから離れてしまったので今でもそうかはわかりませんが、みどり学園は保護者が一緒に利用する形なので、お母さんがお仕事をされている場合は利用が難しく、そのようなお子さんはどうされているのかと思えます。みどり学園は私が関わっていたころから場所も変わっていますし、経営基盤等はどのようになっているのでしょうか。

事務局：先ほどご説明したように、働いていらっしゃるご家庭であれば恐らく保育園を希望されるので、おおよそ入園できているのではないかと思います。今説明していただいたように、幼稚園を希望される方であれば、6月や10月の入園に向けてみどり学園で集団生活に慣れていただき、次につなげていくということはあると理解しています。みどり学園については、場所や環境が変わっている部分はありますが、基本的には移設後も同程度の人数を受け入れていただいていると聞いております。説明に誤りがありましたら、後日改めさせていただきます。

会長：ご質問された内容は、受け入れられなかった子ども達はどうなるのか、ということだと思いますが、いかがですか。

事務局：恐らく、基本的には受け入れられないという審査結果になっていないと思っておりますので、受け入れていただいていると思えます。

会 長：であれば、ここの文章をそういう表現にされてもよろしいのではないですか。

事務局：この表現で、担当グループにも確認をしております。

会 長：地域共生社会の実現という観点では、誰も取り残さないという大原則があります。入園の可否を審査することは良いですが、統合保育が適切に実施できないとして受入を拒否されることはあり得るかもしれませんので、その場合に入園できない方達はどのようなのですか。

事務局：園の方で受入ができない場合は、みどり学園や児童発達支援等を利用いただいています。そこは42～44ページの児童発達支援の数値に含まれています。

会 長：では、入園の可否を審査し、受け入れられない場合もあるわけですね。

事務局：基本的にはないと思っておりますが、実際の担当は私たちではないので、わかりかねる部分があります。

会 長：私が先ほど申し上げた点、それから4月から開始されるこども家庭センターでもこの統合保育について、断らない相談体制や誰も取り残さないことを目標に掲げています。受け入れられない場合がないのであれば、それはそれで高浜市の場合には審査をして受け入れていくということで良いかと思っておりますが、今書かれている文章の意味としては入園ができるお子さんについては受け入れていく、ということですか。ですが、現状は受け入れられないお子様はいないということですよ。

事務局：文面的には、受入可能なお子さんについて受け入れるということだと思います。ですが、この統合保育審査委員会で入園を却下される人は実際には恐らくいないということだと思います。入園についての相談で、保育園が良いのかどこが良いのかについてはこの統合保育審査委員会の前段階の話になってしまうので、直接的には統合保育審査委員会の内容ではないと思っております。

会 長：ですが、この文章の主語は統合保育審査委員会となっております。

事務局：一度担当グループに確認して書きぶりを精査し、修正があれば直すということで一度協議します。

会 長：今回審議会の中で委員からご質問があったわけなので、それに対するお答えとしてはどうしますか。

事務局：担当課と調整します。

委 員：63ページの人材の確保と育成について、福祉業界は人材の育成や確保に非常に苦しい思いをしていて、広い視点で見ると福祉には障がいだけではなく介護や児童も含まれますが、そういうところに携わる人材が少なくなっています。他の一般の企業では近年賃上げ等されていますが私たちは同様の賃上げができる状況にはなく、さらにこの福祉の人材確保については将来的に先細りになっています。令和4年の出生数が80万人を切っておりますが、これは今後さらに子ども達が少なくなるということであり、母数が減ることで福祉に興味を持っていただける方もますます少なくなっていくと思います。非常に厳しい時代がこれから10～20年は続くだろうということで、高

浜市だけではなく国を挙げて本気で取り組んでいただかなければ、私たちも大変なことになるのではないかと感じております。

事務局：高浜市においてはかねてより福祉人材の確保・育成について色々な取組をしてきておりまして、特に昨年度からは福祉・介護の人材確保に関する意見交換会として、市内で福祉事業、介護事業を実施されている法人さんとの協議の場を設け、取組を進めているところです。今年度実施した具体的な取組をご紹介しますと、福祉の仕事を子ども達に知ってもらうために、市内の児童センター3か所に介護・福祉の事業所の方や福祉機器関係の事業者と一緒にいき、介護・福祉の仕事について話をしたり、実際に福祉機器の利用体験をしたりする場を設けました。実際に体験すると子ども達にも興味をもっていただけて、職員や子ども達の支援者である大人からも続けていけると良いというお声をいただいている状況です。また、実際に福祉の現場で働く若手の皆さんがどのように感じていて、今後どうしていくと良いかということをお聞きする場として若手意見交流会というものを開催し、市内事業所で働く25歳前後の方に加えて学生さんなどにもご参加いただき、率直なお話をさせていただきました。この取組に続けて、年明けにもう一度職員の方の交流の場を設けさせていただき、その中で実際にどんな研修等をすれば良いか、どのように進めていくと良いかというご意見を頂戴することを考えております。1回目の若手意見交流会では事業所に同世代がいない方からも、他の事業所に勤める同世代の方達と交流する良い機会だったというお声もいただいたので、今後も引き続き取り組んでいきたいと思っております。国も色々な取組を発信されていて、例えば介護では老人福祉協議会が介護の仕事をPRする動画を発信されていたり、国も雑誌等の媒体に福祉の仕事のPRを掲載したりしています。ただ、現状これらについて事業所に届いていないことを思うと、そういった国から届く情報を我々から事業所の皆さまにお届けできていないのかと改めて感じましたので、今後そういったことを含めお知らせしていければと思います。我々も他の事業所の皆さまと考える場を設けておりまして、ぜひ皆さまも一緒にそういった場でお考えいただくと新たなアイデアも生まれるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長：介護報酬の単価を1.59%上げるという報酬改定の案に関する報道では、障がい福祉に携わる人の賃金も上げるといった文言がありました。そこがやはり重要なので、そのあたりへの配慮をしていくことも必要だと思います。

事務局：報酬改定の情報は各事業所にも行くかと思いますが、我々もそういった発信をしていければ良いと思います。

委員：今の話に関連して、若手の方の意見交流や児童センターで子ども達に色々な体験をしてもらうことは良いことだと思います。ただ、自分が以前中学校にいた頃の話で、高浜高校にはせつかく福祉科がありますが、頻繁に定員割れをしていました。今もその状況が続いているかはわかりませんが、地元でそういった福祉を学べる環境があ

るにもかかわらず、なかなか中学生が行きたがらないので定員割れしてしまい、高浜高校も困っていたと思います。若手意見交流会はすごく大事ですし良いことですが、その若手の人達は既にその職に就いている方です。それから、小さなお子さん達は面白がって体験するかもしれませんが、そこから直接こういう仕事も良いと思うところまではつながらないと思うので、小中学生に向けてのアピールや、今高浜高校の福祉科に通っている高校生からももう少し何らかの発信ができると思うと思っています。

事務局:おっしゃるとおりで、実は意見交換会の中でも最初にそのような話をしています、高浜高校さんについては今も定員割れが続いているような状況だとお聞きしています。ただ、残念ながら市内から高浜高校に通われているお子さんというのが非常に少なく、市外から来られた方も卒業時には地元で就職される方が非常に多いので、高浜高校の福祉科から市内の事業所への就職にはなかなか結びつきにくい状況があるということでした。一方で中学生の方へのアピールについては我々も考えておりましたが、今の働き方改革の中で、学校側がどの程度行政や福祉事業所の皆さまからのアプローチに応じていただけるのかについて、逆にお聞きしたいと思っておりました。昨年度には中学校へのアプローチとして市内の中学校それぞれに、いわゆる職場体験の選択肢の中に福祉事業所がどれくらいあるのか、ということをお聞きしています。結果としては、保育園は非常にしっかり入っており、障害福祉サービス事業所も多少入っていましたが、介護サービス事業所が市内の事業所数の割にはあまり入っていませんでした。ここには中学校としてはお願いしたら確実に受け入れてもらいたいという思いがある一方で、事業所側はコロナ禍ということもありお断りする可能性があるかもしれないという状況だったので、少しすれ違うところもあったのかと思います。ただ、今おっしゃっていただいたようなことを次の段階として実施できると良いと我々も思っていたので、どこからどのようなアプローチをすると中学校や高校とつながることができるか、ご助言をいただくとありがたいと思っております。

委員:私が中学校にいたときは、職場体験の前段階として中学1年生の時に職業セミナーのようなことをやっていて、事業所さんや高浜高校さんにもコーナーを設けてもらっていました。高浜高校の皆さまから福祉科に関する紹介等をする時間を設けたいというお話があり、ぜひやってほしいということをお願いしていましたので、その時々学校の方向性もあるかもしれませんが、もう少しアピールすると良いかと思っています。

会長:この話については、我々大学でも福祉を志す学生さんが減ってきています。だから、今は大学でも小学校や中学校、高校を訪問して出前講座などもやっていますが、小中学校の時から先ほど言われたような意見交換会や体験ができる機会をもつ必要があると思っています。障がいのある方とふれあう体験をすることが必要だと思います。

事務局:我々もどこを糸口にすればそれができそうか、というところで現状足踏みをしてい

る状況です。というのは、恐らく高校や大学という立場では、お子さん達の進路の選択肢を増やすという前提であれば受け入れていただけるだろうとは思いますが、実際の障害福祉サービス事業所で新卒の採用ということはあまり聞きませんし、高校生にアピールをしても、高卒の方で採用につながる法人さんは市内でも1つくらいだと思います。保育については短大や四年制大学を卒業すれば新卒採用があり進路につながりやすいところだという違いもあり、直接的につながりにくいために障がい福祉についてはマッチングが難しいのではないかと感じています。我々も改めて、今日のご意見を踏まえて教育委員会や中学校とも協議をしたいと思います。

委員：一般企業でもインターンシップというものがあり、最近では学生に就労体験をさせることで採用につながることもあります。少子高齢化の時代で学生数もかなり減っており、なかなか新卒採用も厳しいところかと思いますが、やはり事業所の魅力や評判というところをいかに高めていくかというところで、行政もそうですが事業所側もそういった努力をすることがすごく大事になるのではないかと感じています。

会長：このことについても、インターンシップはどの大学でも取り組んでいることなので、これらも含めて小中学生の時からそのような機会をもっておいた方が良いかと思えます。対象になる人達はもう決まっているので、もうそこに働きかけていくしかありません。

委員：次の議題の資料になりますが、資料2の高浜市障害者地域自立支援協議会本会議の報告の中で、協議会の場に、例えば精神障がいのある当事者やそのご家族が出席して意見を言える機会があると良いという意見があります。資料1-1の20ページには精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場がこの協議会であることが書かれていますが、他の自治体で当事者の方などが協議会に参加できている成功例があるのか、実情としてはどのようになっているのでしょうか。

会長：成功例というものはあまりありません。当事者の方がこういう協議会に参加する機会もあまりありませんが、ただし必要であることは確かです。自立支援協議会に当事者の方が参加して、それを市民の方達で支援していくという組織の作り方自体も積極的に進めていく必要があると思います。私から1点、文言として気になるところで、20ページの「精神障がいにも対応した」という記述ですが、この「も」は必要ですか。

事務局：ここは国の基本指針に使われている形をそのまま使っているということでご理解いただければと思いますが、我々としては削ることに差し支えはないと思いますので、この「も」は削らせていただきます。

委員：22ページの福祉施設から一般就労への移行等について、法的には民間の法定雇用率は現時点で2.3%であり、これが来年度は2.5%、そのさらに2年後には2.7%に引き上げられるということがあります。企業としても身体障がいのある方は雇えないことはわかっている、その中で知的障がいのある方または精神障がいのある方を雇用することになり、どのように仕事を割り振って組み立てるかということになります。

が、このあたりには現状かなり追い風が吹いている気がしています。先ほど一般就労への移行について方策が不足しているのではないかという話もありましたが、今しっかり企業につなげる方策を立てることができれば、ここに書かれている目標数値を実績が上回る形になると思いますので、ぜひ期待したいと思っています。

事務局：あまり前向きな回答ではありませんが、おっしゃるとおり障がいのある方の法定雇用率が上がっていく中で、実際にどの程度どのような方を雇っていただけるのかということについて、まだまだ我々も研究不足であると思っています。現状、特別支援学校からの就職先については学校と企業が上手につながっているケースが増えてきていると承知していますが、今後特別支援学校を卒業される方には決まった行き先がある程度あって、そうでない方は事業所に行くという形になってくるとすると、これから一般就労や障がい者雇用に結びつける際には、なかなか就職できない方や就職後の定着が難しい方が潜在的な形でいらっしゃるようになるだろう、という感覚があります。私も社会福祉協議会にいたときに生活困窮者の相談の記録を見ていましたが、精神障がいのある方で、仕事がなくなって生活が苦しくなったという形が多く、そういう方が実際に企業から求められる働き方で勤めることは、今の何も支援のない状態では非常に厳しいのではないかと感じています。そうすると、どちらが先かという話かとは思いますが、計画上の目標や法定雇用率だけを変えるのではなく、今後どのように支援する仕組みをつくるのかということの方が背景として必要ではないか、と個人的には感じております。

会長：おっしゃるとおりです。障がいのある人一人ひとりの能力が非常に多様になってきており、その人達が企業を含めた一般社会でも十分に能力を発揮できる社会になりつつあります。そのために、厚生労働省も就労支援としてジョブコーチという、障がいのある人達も企業で勤められる環境をつくる仕組みを設けているので、そういうものを活用しながら、障がいのある人一人ひとりが自分の能力を発揮できる場所を見つけられるように、積極的に支援していくということだと思います。

委員：今の話に関連して、まずご本人に一般就労をしたい、高いお給料がほしいなどの気持ちが必要なのではないかといつも思っていて、施設の職員さんや親御さんなど、周りの方からも働きかけをしてそのような気持ちになってもらわなければ難しいと思います。その上で色々な支援があれば、今の社会にはアートなどの活躍の場があって昔とは大きく異なりますし、見方を変えれば力がある方はたくさんいると思うので、そういった方々を発掘できると良いと思っています。まずは、積極的な気持ちを育てていきたいと思っています。

4 報告

- (1) 高浜市障害者地域自立支援協議会の活動状況について【資料2】
(事務局より資料説明)

委員：資料２－３の防災部会の部会メンバーについて、当事者団体に刈谷特別支援学校の保護者の方を入れていただきたいと思います。

事務局：来年度から、ということでもよろしいですか。入っていただくにあたり、まだ今年度部会がありますので、そこで部会の皆さまにそういうご意見をいただいたかどうかということをお声がけさせていただきます。恐らくお断りされる方はいらっしゃると思うので、もし候補者がいらっしゃるようであれば教えていただきながら、新年度の部会に向けて調整したいと思います。

5 その他

6 閉会

事務局：次回の開催予定日ですが、令和6年2月9日（金）15:30から、いきいきホールでの開催を予定しておりますので、お忙しい中かとは思いますがよろしく願いいたします。

以上

令和6年 月 日

会議録署名者

会 長 _____

副会長 _____